

山口大学基金

ななむらしょうがくきん 令和8年度七村奨学金奨学生募集要項

山口大学経済学部卒業生の七村(ななむら)守(まもる)氏(株式会社セプテーニ・ホールディングス ファウンダー)から、経済的に困窮している学力優秀な学生が勉学に専念でき、卒業まで安心して修学できるよう支援したいとのご寄附により、平成28年度から山口大学基金により返還を必要としない給付型の奨学金として実施しています。

奨学金給付額・給付期

七村奨学金は、返還を要しない給付型の奨学金です。

1. 奨学金の給付金額

年額 630,000 円 (月額 70,000 円×9カ月分)

※8月, 9月, 3月分は大学が休業期間中のため支給がありません。

※長期履修学生は、修業年限を長期履修期間で除した数を当初の月額に乗ずる額を支給します。

※退学または除籍されたときは、その翌月から奨学金の支給を取り消します。

※山口大学学則第63条に基づく懲戒を受けたときは、その翌月から奨学金の支給を取り消します。

※休学期間については、奨学金の支給を停止します。

※虚偽や不正な手段により奨学金を受給した場合、奨学金受給決定に遡り、奨学金を取り消します。

※奨学金が停止または取り消しとなった月分について、すでに奨学金を支給していた場合は、その奨学金を返納することになります。

※七村奨学金は他の奨学金(例: JASSO 給付奨学金など)との併給ができません。

→詳細は経済支援係までお尋ねください。

2. 奨学期間

令和8年4月からの1年単位とし、毎年申請・審査により2年目以降も継続受給が可能となり、最長で卒業(学部・学環の修業年限)までの継続受給が可能です。

※長期履修学生については、長期履修期間までです。

3. 支給方法

年3回(7月, 10月, 12月に、奨学金を直接本人指定の銀行口座に送金します。)

申込みできる方

令和8年4月に山口大学に入学（編入学）した学部・学環学生のうち、次の各号に該当する者とする。
ただし、外国人留学生を除く。

- (1) 学力が優秀である者。
- (2) 生計維持者の収入または所得が以下に当てはまる者。

奨学金給付に係る収入・所得基準額表

世帯人数	給与所得者のみの世帯（所得課税証明書の給与収入の額）	事業所得、その他所得のみの世帯（確定申告書等の所得金額）	複数種類の収入・所得がある世帯
2人世帯	500万円以下	200万円以下	本奨学金において定める計算式に基づき、合算して総合的に判定する
3人世帯	600万円以下	250万円以下	
4人世帯	700万円以下	300万円以下	
5人世帯	800万円以下	370万円以下	
6人世帯	900万円以下	440万円以下	

募集人数

10名以内

説明動画の視聴

動画掲載予定日：令和8年4月2日（木）

動画掲載先：山口大学 HP > 在学生の方 > 生活支援 > 奨学金

申請期間

令和8年5月8日（金）～5月15日（金） 9：00～12：00／13：00～17：00

※土日を除く

※申請期間後及び受付時間外は申請を受理しません。

申請方法・提出書類

【申請方法】

3ページに示す【提出書類】を申請期間内に窓口へ提出してください。

（申請に必要な『申請書』と『身上調書』の様式は山口大学 HP に掲載します。）

申請様式掲載先：山口大学 HP > 在学生の方 > 生活支援 > 奨学金

提出方法は「持参」のみとし、郵送による提出及び代理による提出は受理することができません。

【提出書類】

(1) 申請者全員が提出する書類

提出書類	留意事項
1 七村奨学金給付申請書（原本）	※手書きで作成してください。 山口大学 HP に掲載
2 七村奨学金身上調書（原本）	山口大学 HP に掲載
3 所得を証明する書類 (1)～(3)のいずれかを提出してください。 (1)市町村が発行する「令和7年度所得証明書」（原本） ※令和6年中の所得等の内容が証明されています。収入がない場合は「非課税証明書」をご提出ください。 (2)「令和7年分源泉徴収票」（写可） (3)「令和7年分確定申告書」（第一表，第二表）（写可） ※譲渡所得等がある場合，第三表も提出してください。	生計維持者の書類を提出してください。 ※生計維持者とは，父母がいる場合には原則として父母（2名）となります。 ※申請者本人が主たる生計維持者である場合，申請者本人の所得証明書又は源泉徴収票等を必ず提出してください。

(2) 該当者のみ提出が必要となる書類

必要書類	対象者	発行機関等
兄弟・姉妹の在学証明書（原本）または 学生証（写）	申請者本人の兄弟・姉妹が，大学（短期大学），高等専門学校，専修学校（専門・高等課程）に在学している場合は提出してください。 なお，申請者本人の兄弟・姉妹が高校生以下または山口大学の学生の場合は，提出の必要はありません。	在学学校
障がい者手帳（写）	身上調書に記載している家族に，該当がある場合には提出してください。	市区町村役場等

※申請者及び家族の状況により，提出する書類として記載のないものを追加で求める場合があります。

申請書類の提出後，不足している書類がある場合には，本学より電話またはメールにて連絡し，指定した期限までに提出するようお願いすることがあります。連絡があった場合は速やかに対応してください。追加で書類を求める場合も同様です。本学が指定した期限までに提出がない場合は，**申請は無効となりますので留意してください。**

選考

選考は、学業成績、経済状況について書類審査等を行い、奨学生を決定します。

選考結果

選考結果は、申請者全員に対して令和8年7月～8月頃に本人の山口大学公式メールアドレス宛に通知する予定です。

奨学生の義務

奨学生は、次の義務を履行する必要があります。

1. 学業に励むとともに健康に留意し、本奨学生としての品位を保つよう努めること。
2. 奨学金受給決定時に学長へ誓約書を提出すること。
3. 翌年の4月末までに、1年間の修学状況報告書（所定の様式）を学長へ提出すること。
4. 奨学生の懇談会に出席すること。
5. 他の奨学金の受給が決まったときには、どちらの奨学金を受給するか選択し、七村奨学金を停止する場合には経済支援係へ連絡すること。

申請に関する注意事項

- 申請書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合は、申請結果の通知後であっても取り消すことがあります。
- 申請結果の通知より前に休学・退学する場合や、申請者本人の連絡先の変更があった場合は、速やかに学生支援課経済支援係に申し出てください。
- 七村奨学金は他の奨学金との併給ができません。他の奨学金を受給する場合は、申請を辞退する旨を経済支援係へ連絡してください。

お問い合わせ・書類提出先

〒753-8511 山口市吉田 1677-1
山口大学学生支援部学生支援課経済支援係
TEL：083-933-5165 E-mail：ga113@yamaguchi-u.ac.jp

【書類提出先】

吉田キャンパス：学生支援部学生支援課経済支援係
常盤キャンパス：常盤キャンパス学部事務部学務課学生係
小串キャンパス：医学部学務課教育・学生支援係